

つくば市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年つくば市議会告示第4号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条・第2条（略） （個人識別符号）</p> <p>第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)一(4)（略）</p> <p>(5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法<u>第19条の4第1項第4号</u>の在留カードの番号</p> <p>(6)一(15)（略）</p> <p>(16) 介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第201条の2第1項</u>に規定する被保険者番号等</p> <p>(17)（略）</p> <p>第4条（以下略）</p>	<p>第1条・第2条（略） （個人識別符号）</p> <p>第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)一(4)（略）</p> <p>(5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法<u>第19条の4第1項第5号</u>の在留カードの番号</p> <p>(6)一(15)（略）</p> <p>(16) 介護保険法（平成9年法律第123号）<u>第12条第3項</u>の被保険者証の番号及び保険者番号</p> <p>(17)（略）</p> <p>第4条（以下略）</p>